

立地適正化計画の制度設計に関する研究

平成 29 年 2 月 石田 健一郎

要旨

目的

2014 年の都市再生特別措置法の改正に伴い、立地適正化計画制度が創設された。計画制度が創設されて 2 年が経過し、実際に計画を策定する自治体が増えてきたことに伴い、実務的な課題への対応も含めた具体的な制度設計を考える必要がある。本研究では全国の公表済みの立地適正化計画の内容を類型化し、計画制度の運用や制度の課題などを抽出し、立地適正化計画の制度設計について検討することを目的とする。

方法

国土交通省が掲載している『立地適正化計画の作成について具体的な取組を行っている都市』の中で、2016 年 12 月 31 日までに公表された 71 自治体の立地適正化計画やその素案、基本方針等から各自治体の計画内容を調べ、線引きの有無や人口規模、将来の高齢化率や人口増減率等の都市の特徴ごとに立地適正化計画の内容を類型化し、実務的な課題を抽出した。

結論

立地適正化計画では、産業への対応、地震に関するハザードエリアのあり方等、まちづくりを進めるうえで重要となる分野について、国の指針では示されていないため、多くの自治体が考慮していないことがわかった。これらの分野については先行自治体を参考に計画を策定したり、上記の内容を制度に追加する等の改善が必要であると考えられる。また、立地適正化計画の目指すコンパクト+ネットワークのコンパクトに該当する誘導区域の設定では、将来人口密度が高い区域や公共交通の利便性の高い区域を抽出し誘導区域を設定する抽出型と、計画区域から居住の誘導に適さない区域を除外する除外型の 2 つがあった。ネットワークに該当する公共交通のあり方については、誘導区域設定時の公共交通徒歩圏の検討、地域公共交通網形成計画の策定等は示されているが、拠点間における公共交通のネットワーク構築の実現可能性について検討する必要がある。

指導教員 藤居 良夫 准教授